

入院期間が180日を超える場合の入院料に係る特別料金について

入院期間(今回の入院以前3ヶ月以内に同一傷病で当院または他の医療機関入院していた期間も含む)が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%を180日超に係る特別の料金『選定療養費(保険外負担金)』として下記の料金を自己負担していただきます。この場合、入院基本料の85%については保険対象となりますが、この部分についても保険の負担割合に応じて自己負担していただきます。

180日を超えて入院する場合の選定療養費(1日当たり)	
入院基本料の15% 急性期入院基本料4(1,440点)	2,376円(税込)/日

これに係る入院期間の計算は、保険医療機関(病院等)単位ではなく、患者様単位となるため、他の医療機関(病院等)での入院期間も通算されます。

但し、この選定療養費は従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。
(詳細につきましては厚生労働省のHPをご参照ください。)

1. 180日超入院の対象外になる場合

- 1) 病院(診療所)を退院された後、3ヶ月以上病院(診療所)に入院されなかった場合
- 2) 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・会議療養型医療施設等に入所(入院)されていた場合
- 3) 前回の退院から3ヶ月以内の入院であっても前回と今回の入院がまったく別の病気である場合
- 4) 難病や重症等の厚生労働大臣が定められた疾患や状態で入院されていた場合

2. 入院期間の確認と退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの3ヶ月間に、どれ位の期間他の病院(診療所)等に入院していたかおわかりでない方は、以前に入院されていた医療機関にお問い合わせの上、主たる病名と入院期間をご確認いただきご連絡いただくか、退院証明書が発行されている場合には、受付窓口にご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

3. 正確な入院歴の申告をされなかった場合について

現在の保険医療制度では、患者様はご自身の過去3ヶ月間の入院歴を医療機関へ申告することが義務付けられており、もし正確な入院歴を申告されなかったことにより、医療機関に損失(180日超入院患者に係る特別料金分)が発生した場合には、さかのぼって患者様から徴収させていただきますので、十分にご注意ください。